

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（平成22年12月22日京都市条例第44号）（消防局予防部）

住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を整備する等の必要があるため次のとおり規定を整備することとしました。

1 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準に関する事項

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準が改められたことに伴い、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備を設置しないことができる場合に、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置した場合を加えることとします。

2 特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料に関する事項

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査、完成検査前検査及び保安に関する検査に係る標準とすべき手数料の額が改められたことに伴い、当該審査及び検査に係る手数料をおおむね9パーセント引き下げることとします。

この条例は、平成22年12月22日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年12月22日

京都市長 門川大作

京都市条例第44号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第30条の2第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（以下「複合型居住施設省令」という。）第3条第2項本文に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、複合型居住施設用自動火災報知設備（複合型居住施設省令第2条第2号に規定する複合型居住施設用自動火災報知設備をいう。）を設置したとき。

「

580,000
900,000
1,090,000
1,210,000
1,540,000
1,800,000

「

530,000
820,000
990,000
1,100,000
1,400,000
1,640,000

別表第4(3)の項中

4, 230, 000
5, 590, 000
6, 910, 000
1, 230, 000
1, 460, 000
1, 630, 000
2, 010, 000
2, 330, 000
4, 760, 000
6, 120, 000
7, 440, 000

を

3, 850, 000
5, 090, 000
6, 290, 000
1, 120, 000
1, 330, 000
1, 480, 000
1, 830, 000
2, 120, 000
4, 330, 000
5, 570, 000
6, 770, 000

」

」

「

450, 000
590, 000
770, 000
1, 010, 000
1, 140, 000

「

410, 000
540, 000
700, 000
920, 000
1, 040, 000

に改め、同表(15)の項中

1, 760, 000
2, 000, 000
2, 230, 000
540, 000
690, 000
1, 040, 000
1, 440, 000
1, 810, 000
3, 490, 000
4, 280, 000
4, 890, 000

を

1, 600, 000
1, 820, 000
2, 030, 000
490, 000
630, 000
950, 000
1, 310, 000
1, 650, 000
3, 180, 000
3, 890, 000
4, 450, 000

」

」

に改め、同表(17)の項中

「

340, 000
450, 000
790, 000
1, 010, 000
1, 270, 000

を

「

310, 000
410, 000
720, 000
920, 000
1, 160, 000

3, 1 1 0, 0 0 0
3, 8 1 0, 0 0 0
4, 4 0 0, 0 0 0

2, 8 3 0, 0 0 0
3, 4 7 0, 0 0 0
4, 0 0 0, 0 0 0

」

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(消防局予防部)